

公共建築物適正化アクションプラン

及び

使用料・手数料等における受益者負担の 適正化に関する基準



1	経過	－ 合併により実施した事業
2	将来の見通し	－ 財政調整基金の残高
3	見通しの背景	－ 伊達市の公共施設における財政課題
4	対応策	－ 伊達市の公共施設における財政課題の改善のために
5	今後の予定	－ 市民説明会の開催

合併特例事業債を活用することにより、様々な事業を実施してきました。
(新市建設計画に基づく総事業費は、約350億円)



保原小学校（新築）
H18～H24 39.8億円



伊達市中央給食センター（改築）
H22～H31 26.9億円



梁川小学校（改築）
H22～H28 51.8億円



梁川認定こども園（新築）
H24～H27 9.4億円



まちの駅やながわ（新築）
H24～H29 3.1億円



道の駅「伊達の郷りょうぜん」（新築）
H25～H29 12.7億円

1. 経過 合併により実施した事業

3

合併特例事業債を活用することにより、様々な事業を実施してきました。
(新市建設計画に基づく総事業費は、約350億円)



保原体育館（改修）
H27～H29 8.4億円



本庁舎（増築）
H27～H30 26.7億円



簡易宿泊所とまっぺ（新築）
H27～H31 5.8億円



保原総合公園「パークゴルフ場」（拡張）
フットボール場（新築）
夜間照明設備（新築）
H27～R6 16.5億円



伊達小学校（改築）
H28～R6 63.1億円



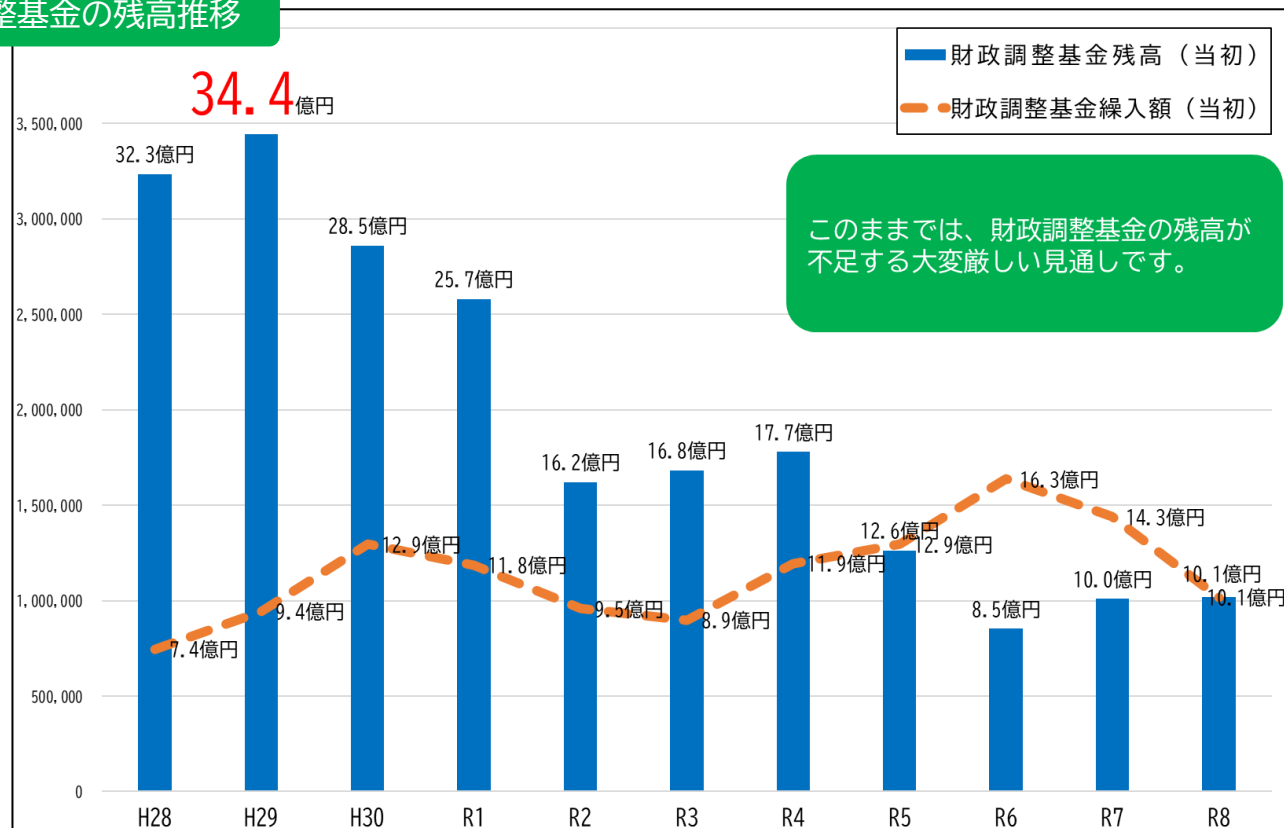
市道大柳高子線（道路改良）
H31～R6 9.7億円

2. 将来の見通し 財政調整基金の減少

財政調整基金とは、災害や不景気による税収不足など、予期せぬ財源不足に備えて積み立てている「緊急用の貯金箱」です。お金に余裕がある時に貯めておき、災害復旧や急な出費が必要な時に取り崩して活用することで、自治体の財政を健全に保つ役割を持っています。

財政調整基金の残高減少＝市民サービスの低下につながります。

財政調整基金の残高推移



令和元年東日本台風（台風第19号）の災害時には、約10億円の財政調整基金を活用して、災害復旧に取り組みました。

2. 将来の見通し 経常収支比率の悪化

市の財政状況を図る指標として経常収支比率があります。

経常収支比率とは

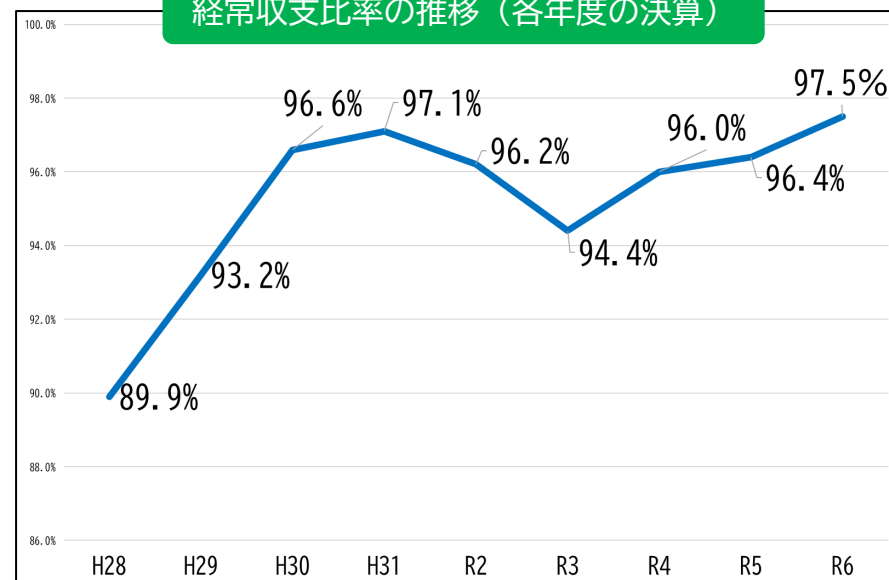
人件費、扶助費、公債費、公共施設の維持管理経費などの経常的な経費が、地方税、地方交付税などの経常的な収入に占める割合をいい、「財政構造の弾力性」の度合いを判断する指標の1つとして用いられています。

令和6年度決算における経常収支比率は97.5%であり、100%に近いほど財政状況が苦しく、財政構造が硬直化しており、突発的な災害等に対応する財政的余裕が無い状態を表しています。

経常収支比率の悪化＝財政状況に余裕が無い

家計で、給料などの経常的な収入に対して、食費や家賃の生活費などの経常的な支出の割合が大きくなると、突発的な事故などで急な出費が必要になったときに柔軟な対応ができなくなってしまいます。これと同様に、各自治体においても、突発的な支出に対応できる弾力性が備わっている必要があります。これを測定する指標が「経常収支比率」です。

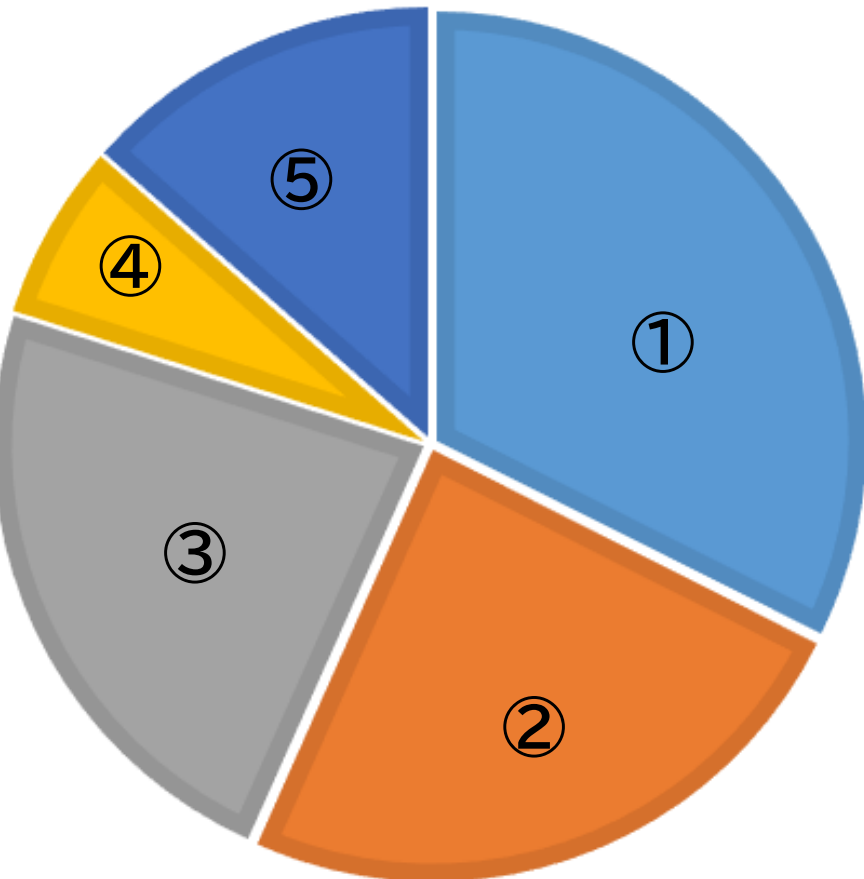
経常収支比率の推移（各年度の決算）



物価高騰による人件費増、急速な少子高齢化に伴う医療・介護費、保育所運営や児童手当などの子育て支援施策の拡充、生活保護費などの増による扶助費の増、過去の地方債の借入の返済による公債費の増など、経常的な支出（いわゆる義務的経費）が増えていく見通しとなっています。

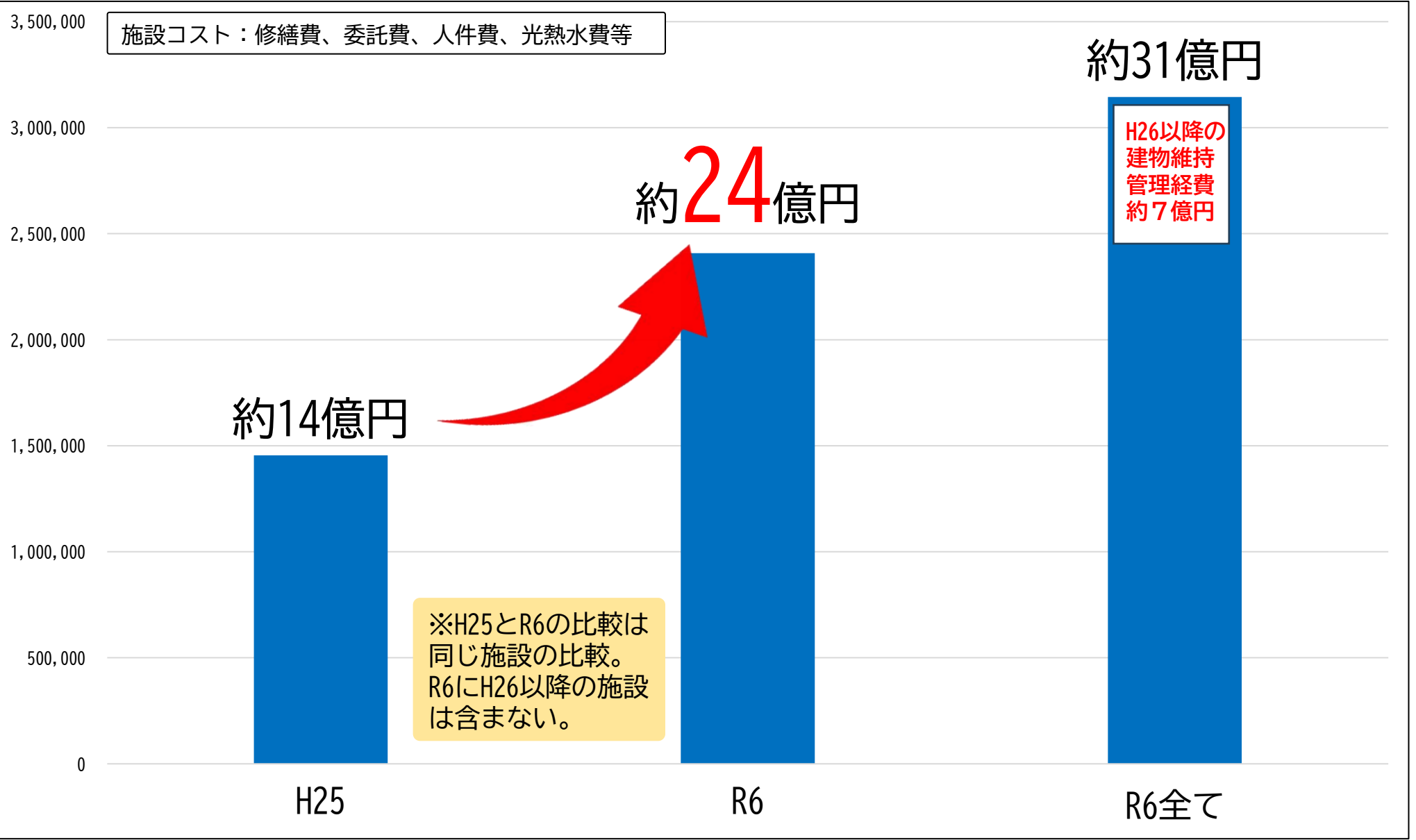
設備の更新が必要となる築20年以上（①+②+③）の施設が79.9%あり、今後ますます施設の老朽化が進み、大規模な更新や修繕等が必要となります。

注）電気設備や空調設備等の耐用年数は約15年と言われており、多くの施設で更新・修繕が必要となっています。

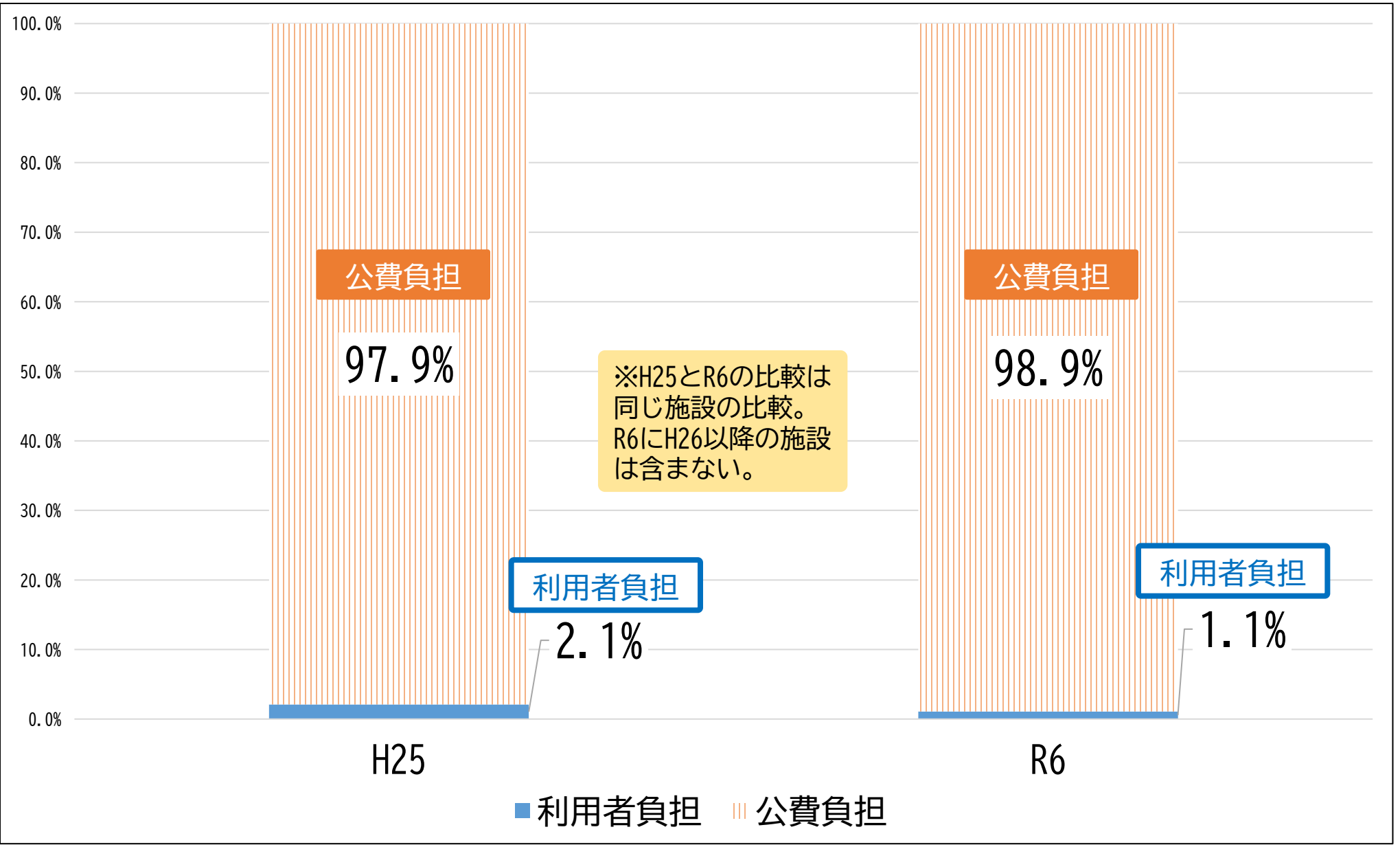


①	築40年以上： 32.4% 例）月館中央交流館、梁川・保原体育館、大田小学校
②	築30～40年： 24.3% 例）保原駅コミュニティセンター、梁川美術館、梁川プール
③	築20～30年： 23.2% 例）りょうぜん紅彩館、つきだて花工房、保原歴史文化資料館
④	築10～20年： 6.6% 例）伊達中央交流館、保原小学校、霊山児童館
⑤	築10年未満： 13.5% 例）保原プール、保原総合公園簡易宿泊所、室内遊び場

※伊達市公共施設総合管理計画（公共施設の建築経過年数の状況）R6.3月末現在より



物価高騰や施設の老朽化により施設の維持管理経費が約10億円上昇



施設利用者（受益者）の負担比率が**1.0%減少**

施設の老朽化及び物価高騰により公共施設の維持管理が最大の課題となっています。

- ①人口減少で利用者が減る一方、維持管理経費は増大している。全ての施設を維持することは困難であるため、施設の統廃合・集約化が必要
- ②物価高騰や受益者負担を踏まえて、使用料等を見直して施設の維持を併せて推進していくことが必要

重点的取組

公共建築物適正化アクションプラン

使用料・手数料等の受益者負担適正化の基準

【賢く使う】
選択と集中
公共施設の最適な配置

利用者負担の公平性の観点
及び
受益者負担の原則

継続して安定した公共サービスを将来世代までつなげていく

基本的な考え方

(1)本プランは、伊達市公共施設等総合管理計画(R7.3改訂)の基本方針「賢く使う」を推進するため、伊達市公共施設個別施設計画(R4.7策定)をより具体化し、取組の内容を「行動計画」としてまとめるものです。

(2)また、財政構造改革プログラムの基本方針「歳入に見合った収支均衡型の財政構造」「重点推進分野への財源の重点的・優先的配分の徹底」を踏まえ、限られた財源で、公共サービスを維持するためのマネジメント「選択と集中」により、公共建築物全体の最適な配置を目指します。

1 個別の既存公共建築物の重要度ランクに応じた適切な保全管理

- ・市保有の公共建築物374施設にA～C(3段階)のランクを付けます。
- ・ランクに応じた維持保全の基準を定め、公共サービスの維持を図ります。

重要度ランク	重要度の区分	維持保全基準
A	基幹となる施設	大規模修繕、改修 全面的な更新/必要箇所の修繕
B	準基幹施設	小規模修繕 部分的な更新/必要箇所の修繕
C	その他の施設	最低限の対策

2 市有施設全体の適正配置を実現するための具体的な取組

以下の3つの方策により公共建築物を選定し適正配置を進めます。

方策	具体的な取組	内容	過去の事例等
① 利活用 変更	集約化	同じ用途の施設を1カ所に集約	小学校の統廃合
	複合化	異なる用途の施設を1カ所に集約	月舘総合支所(月舘学園)
	機能移転	施設用途を別の施設に移転	富野地区交流館(旧富野幼稚園)
	用途変更	既存の施設を別の用途に変更 ※新たに建てずあるものを利活用	ウェルネスサロン白根(旧白根小学校) きてみ～な(旧小手小学校)
② 運営 改善	施設機能見直し	施設状況/ニーズを踏まえ施設機能を見直す	梁川総合支所(空部屋の貸付)
	一部停止	修繕等に多額の費用が発生する場合	学校プール→市民プール利用
③ 廃止	閉鎖	供用中の施設を用途廃止する	給食センター、学校
	売却	用途廃止施設(※1)を民間に有償で処分	旧泉町水源地、旧諏訪前浄水場
	譲与(無償)	用途廃止施設(※1)を民間に無償で処分	※新規
	貸付(現況貸し)	用途廃止施設を「現況貸し(※2)」で貸付	旧小学校(富野、富成)

※1 供用中でも対応する場合あり。

※2 物件をリフォームや修繕を行わず、現在のありのままの状態で貸し出す契約条件のこと。
修繕改修費用の一切は借主負担。その分貸付料を低廉とすることが多い。

4. 対応策 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準（概要）

基本的な考え方

- (1) 受益者負担の原則 利用者と未利用者の現在と将来の均衡を考慮しながら行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保
- (2) 受益者負担割合の設定 行政サービスの目的や性質を考慮し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定

1 使用料について

公共施設は、設置目的や性質が多様であるため、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する。

受益者の負担割合は「0%」「50%」「75%」の3種類とし、「100%」の区分は設定しない。

民間施設の代替性

同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定。一方、民間でも提供が可能な施設の使用料を低く抑えることは、民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

市民生活における必要性

大半の市民が必要とする施設は、利用者の負担割合を低く設定。人によって必要性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定。

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必要性	高い（基礎的）	【A】 公費負担 100% 受益者負担 0%	【B】 公費負担 50% 受益者負担 50%
	低い（選択的）	【C】 公費負担 50% 受益者負担 50%	【D】 公費負担 25% 受益者負担 75%

受益者負担割合

【A】 民間では提供が困難で、大半の市民が必要とする施設	0%
【B】 民間でも提供が可能で、大半の市民が必要とする施設	50%
【C】 民間では提供が困難で、人によって必要性が異なる施設	50%
【D】 民間でも提供が可能で、人によって必要性が異なる施設	75%

設定	施設分類
【A】	社会教育系施設（図書館）
	保健・福祉施設（保健施設）
	行政系施設
	公園
【B】	子育て支援施設（幼児・児童施設）
【C】	市民文化系施設（交流館等）
	学校教育系施設（講堂等）
	保健・福祉施設（高齢福祉施設、その他社会福祉施設）※入浴以外の施設
	複合施設
【D】	市民文化系施設（ふるさと会館）
	社会教育系施設（博物館等）
	スポーツ・レクリエーション系施設
	学校教育系施設（体育館・グラウンド）
	保健・福祉施設（高齢福祉施設、その他社会福祉施設）※入浴施設
	その他

2 手数料について

市の事務で特定の方が利益を受けることが明らかで、その役務に必要な経費として手数料を徴収するため、原則、受益者負担割合は最大100%とする。

3 その他

- 利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として単価に応じた上限率を設定し、段階的に改定していくこととする。
- 減免の見直しについては、次回料金改定時に検討していくこととする。

令和8年6月：議会（総務生活常任委員会）説明

【方向性】

- 公共建築物適正化アクションプラン
- 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

令和8年7月：議会（全員協議会）説明

【方向性】

- 公共建築物適正化アクションプラン
- 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

令和8年9月：議会（全員協議会）説明

令和8年11月：市民説明会の開催

- 公共建築物適正化アクションプランの具体的な内容（ランク付けと対象施設の考え方）
- 使用料・手数料の具体的な見直し内容

※市民説明会については、市政だより11月号（10月末発行）や市HP等で周知します。